

令和4年8月26日

山北町長 湯川 裕司 殿

山北町下水道運営審議会
会長 清水正己

山北町下水道事業の使用料について（答申）

令和4年2月4日付け水第31号で、当審議会に対し諮問のありました山北町下水道事業の使用料について、次のとおり答申します。

答申書

山北町の下水道事業は、酒匂川流域下水道へ接続し、平成2年4月から供用を開始しており、住民生活の衛生環境や河川水質の向上に貢献するとともに、大雨による浸水被害を防ぐなど暮らしを守るうえで、大切な役割を果たしています。

山北町下水道運営審議会では、令和4年2月4日に、町長からの諮詢を受け同月から計4回にわたり審議会を開催いたしました。その中で下水道事業の現状、事業計画、使用料の仕組み、財政状況の今後の見通しなどについて慎重に審議を行いました。

その結果、下水道事業が町民の生活や経済活動に与える影響を考慮した中で、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

下水道使用料の改定について

山北町の下水道事業は、整備普及の時代から維持管理の時代に経営状況が変革しており、今後は、老朽管の修繕改修などの維持管理費や酒匂川流域下水道処理場に要する費用の増加が見込まれます。また、下水道事業整備が長期に亘る年月を必要としてきたことや、その財源の大半を起債で賄ってきたことにより、起債借入の元金及び利子の償還は、今後も継続的に行うことになります。

このため、町では、事業形態に合わせた専任職員の配置見直しを実施し、使用料徴収率の向上に努めている状況です。一方、人口減少や各企業のコスト縮減による使用量の減少傾向と、各家庭の水道衛生機器に節水対応型が普及していること等により下水道使用料は減収となっております。今後、山北町下水道事業の収支はさらに厳しい状況になると推測され、将来の下水道事業の運営基盤安定化を図るために、下水道使用料の引き上げを行うことが、必要であると提言します。

今回の改定について、「上げ幅については、使用者への過重な負担とならないようすること。」、「高齢世帯や単身世帯、節水努力により使用量減に努めている使用者への影響を考慮すること。」、「改定による多量排出者への大幅な負担増とならないようすること。」、「新型コロナウイルス感染症による社会情勢への影響を勘案すること。」を基本的な考え方として結論を次のとおりとします。

料金算定期間

令和5年度から9年度までの5か年

料金改定

平均改定率1.2%以内が妥当とした。

料金改定の時期

改定期日は、令和5年4月1日とする。

付帯意見

- (1) 社会情勢も考慮した上で、概ね3年毎に料金を見直し、使用者への急激な経済的負担増とならないよう努めること。なお、収支が均衡するために、使用料単価を150円まで引上げることを将来に向けて検討する必要がある。
- (2) 下水道事業に関する情報提供の強化、水洗化率の向上促進として、町民への広報活動の継続的実施をされたい。
- (3) 使用料を検討する前提には、効率的な経営が求められることから今後も引き続き経費節減等、さらなる経営努力に取り組まれたい。
- (4) 下水道施設が有効的に使用されるには、より多くの方に使用していただく必要がある。企業立地の推進や定住対策に今後も尽力されたい。
- (5) 下水道整備については、周辺家屋の状況や費用対効果等を含めた中で検討を行い、実情にあつた整備や計画区域の見直しをされたい。